

図 書 館 商 議 会 専 門 委 員 会

第4回：昭和45年3月25日（水）第5回：4月22日（水）

〔第4回〕 議題：国立大学協会図書館特別委員会の中間報告（案）について

国立大学協会では、図書館特別委員会を設け、この数年来、大学図書館の問題を検討しているが、昨年大学問題の一環として、「大学の研究と教育に対する図書館のあり方とその改革について」検討し、本年2月その成果を「中間報告」という形で発表して、広く意見を求めている。したがって、専門委員会でもこの問題を取りあげ、中間報告に対する図書館の意見をまとめることになった。

中間報告は現在の国立大学図書館の直面している諸問題を全般的に取りあげ、それぞれの問題に対する幅広い展望をあたえ、問題の所在を明確に指摘している。その点は高く評価しなければならないが、指摘された問題をどのように解決していくかという具体的な提案が少ない。

審議は字句の点にまで、細部にわたったが、本日の審議の結果を事務部で意見書として、取りまとめることになった。

〔第5回〕 議題：部局図書館のあり方について

現在、人文・社会科学系部局における蔵書の保管は、書庫が狭隘で、きわめて深刻な問題になっている。さらに、教養課程の改革により、1・2回生の部局所蔵図書に対する要求も、今後増加すると思われる。

従来、部局図書館は研究図書館としての機能を強く持ち、本館および教養部図書室は学習図書館としての機能を持っていたが、今後部局図書館に対する学生の要求が増大すれば、部局図書館には学習図書館の機能も加わらざるを得なくなるのではなかろうか。

また、全学図書館間の連絡調整の不充分さは、国大協の「中間報告」でも強く指摘されているが、このような総合図書館の機能を本館が強く果していくためには、本館の機能から学習図書館の機能を部局図書館に分散し、本館の総合図書館的機能を強化してはどうかという意見が討議された。この問題はきわめて重大であるため、今後とも検討を続けることになった。

大 学 図 書 館 改 革 問 題 懇 談 会

第5回：昭和45年4月3日（金）第6回：4月17日（金）

〔第5回〕 議題：国立大学協会図書館特別委員会の中間報告（案）について

今回出された中間報告（案）についての主要な意見

1. まえがきには「必らずしも現行法令の限界内に止まっているものではないことをお断わりしたい。」とあるが、問題解決の糸口を具体的にみつけようとする際、必らずしも現行法の域を出ようとしていない。（例えば「大学図書館専門職制実現の方策と考慮すべき問題点」の例列挙事項中）

2. 「研究室に附属する図書館（室）」という表現にみられるような「附属する」という概念からは、自からのいう抜本的な改善はなされない。したがって「既成概念打破の必要」をのべながらも、研究図書館と学習図書館の両機能を統一した図書館組織の実現という点で迫りに欠けている。

3. 「大学図書館における情報処理と機械化について」は、図書館職員の人手不足による業務停滞が、電算機化によってのみ解決されるかのごとく述べられているが、この考えかたは至当でない。

〔第6回〕 議題：部局図書館のありかたについて

はじめに、今回より図書館改革の個々の問題点を取りあげ、検討を深めていくことがきまり、その最初として“部局図書室の利用者にたいするサービス”を取りあげることになった。

まづ部局によっては、大学院生を研究者に入れるところとそうでないところがあり、当然それによって利用上の取扱いにも差異があること、さらに学生といっても教養部学生も利用しているところがあり、その範囲は一定していないことが、それぞれの報告から明らかとなった。

つぎに理学部の一教室から、教育体系の改革にともなう一つの問題として、学生の図書借出しに混乱が生じているという報告がなされ、それにたいして質疑応答があった。

そのあと、現在学生が所属部局外の図書を借出すときに使用されている「学内図書相互利用書」の制度について意見が出された。

今回の主な報告・意見の概要

1. 理学部学生の図書借出しについて

- 昨年9月に教育体系の改革が行なわれ、いわゆる“新教科”がスタートした。苦しい陣痛を経て生まれたこの制度は、教育の閉鎖的になることをさけ、学生の主体性・自主性を尊重したものであるが、その結果学生の図書借出しの手続きが複雑化し、制限がより大きくなったようだ。これは学生は教室の枠をはなれたが、図書はいぜんとして教室に所属しているギャップから生じている問題だと思う。

- 実務担当者である図書館職員が不参加の形で、改革がなされたために生じた結果ではないか。また教官に比して学生の図書借用に大きな制限があるのは差別ではないか。

2. 学内図書相互利用書について

- これに図書室印を捺しているのは身分保証的な意味しかもっていないのではないか。それなら学生証だけで全学の図書が自由に利用できる理想へ一歩でも進む路が考えられないか。

〔付記〕•その後理学部では、学生の図書貸出し制度の統一と、学生が他学部所蔵図書を利用するときに必要な「学内図書相互利用書」の十分な活用について考慮中である。(5月9日)

- 附属図書館よりの世話人中川治夫に正式決定。

———— ニュース

本学 OECD の寄託図書館に指定さる

OECD (経済協力開発機構) は、経済、貿易、金融、開発援助、産業、教育、科学、労働力、社会問題等について、各種の研究・報告を出版し、一般に公表することを仕事の1つとしているが、このことと関連して、世界各国に多くの寄託図書館を指定・設置している。

本学では、昨年8月、外務省を通じてその指定の依頼があり、同年10月、正式に指定する旨連絡がとどき、これにともなって、経済学部が資料の保管・運用を行なうことになった。

今後、OECD より刊行されるすべての出版物が送付されることになっているが、現在のところ、経済関係を中心にして約240冊が到着している。なお、寄託指定を機会にして、4月27、28、30日の3日間、附属図書館において、資料展示会が開催された。(入館者 163人)